2026年7月1日以降始期契約用

The New India Assurance Co. Ltd.

重要事項等説明書と併せてご確認ください。

賠償責任保険普通保険約款＋ゴルフ特別約款

ゴルファー保険

この保険は、ゴルフの練習・競技・ 指導に起因する賠償責任・ケガ・用品損害・ホールインワン/アルバトロス費用の補償をご希望されるお客さまにおすすめる商品です。商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿わない場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。

ニューインディア保険会社

安心してゴルフをプレーするために！

❶ 第三者に対する賠償責任 ＜基本契約＞
国内・国外の事故を補償

ゴルフの練習、競技または指導中に生じた偶然な事故によって他人（キャディを含みます。）にケガをさせたり、他人のものを壊して、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金等をお支払いします。

❷ ゴルファー自身の傷害 ＜オプション①＞
国内・国外の事故を補償
※身体傷害補償特約条項（ゴルフ特別約款用）

ゴルフ場敷地内（右記【用語のご説明】参照）において、ゴルフの練習、競技または指導中に偶然な事故によって被保険者（「被保険者」とは、補償を受けられる方をいいます。以下同様とします。）がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

❸ ゴルフ用品の損害 ＜オプション②＞
国内・国外の事故を補償
※ゴルフ用品補償特約条項（ゴルフ特別約款用）

ゴルフ場敷地内（右記【用語のご説明】参照）において、ゴルフ用品（被服類を含みます。）に生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。
①ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難は、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。）
②ゴルフクラブの破損または曲損
保険金は、時価額（同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、経過年数に応じた減価を控除した額）または修理費を限度としてお支払いします。

充実の補償プランをご用意

下記契約タイプにご希望の補償プランがない場合は、フリープランでのお申込みも可能です。詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合せください。

契約タイプ（注1）		201	202	203
支払限度額／保険金額	賠償責任（自己負担額：0円）	1億円	8,000万円	5,000万円
	ゴルフ身体傷害（注2）	450万円	340万円	240万円
	ゴルフ用品	30万円	20万円	10万円
	ホールインワン・アルバトロス費用	50万円	30万円	20万円
保険料（一括払）／保険期間 1年		9,300円	6,000円	3,800円

【団体割引】
1契約の被保険者数が20名以上、かつ、一定の条件を満たす場合は、団体割引が適用されます。（被保険者数等により、割引率が異なります。）詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合せください。

（注１）上記契約タイプには、ゴルフ特別約款ならびに身体傷害補償特約条項（ゴルフ特別約款用）、ゴルフ用品補償特約条項（ゴルフ特別約款用）、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約条項（ゴルフ特別約款用）およびホールインワン・アルバトロス費用補償特約条項の一部変更に関する特約条項（ゴルフ特別約款用）がセットされます。
（注２）「ゴルフ身体傷害」の入院保険金および通院保険金の額は次のとおりです。
裏面の「お支払いする保険金」をご参照ください。
入院保険金の額＝「ゴルフ身体傷害」の保険金額×1.5／1,000×入院日数
通院保険金の額＝「ゴルフ身体傷害」の保険金額×1.0／1,000×通院日数

【用語のご説明】

●この保険の支払対象となる「ゴルフ」には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフなどゴルフ類似のスポーツは含みません。
●「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴収するものをいいます。
●「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室などの付属施設をいいます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

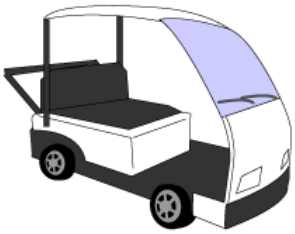

❹ ホールインワン・アルバトロス費用 <オプション③>

国内のみ費用を補償

※ホールインワン・アルバトロス費用補償特約条項（ゴルフ特別約款用）およびホールインワン・アルバトロス費用補償特約条項の一部変更に関する特約条項（ゴルフ特別約款用）

ホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合に、そのお祝いとして実際に出費された次の費用をお支払いします。

（１）同伴競技者、友人などへの贈呈用記念品購入費用（達成記念として作成されたプリペイドカードは支払対象となります。）
（２）ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から３か月以内に開催された祝賀会費用
（３）ゴルフ場に対する記念植樹費用　　（４）同伴キャディに対する祝儀
（５）その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用
（ただし、保険金額の 10%を限度とします。）

<<ご注意>>

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する他の保険契約等がある場合、保険金のお支払額は、この保険および他の保険契約等のうち、最も高い保険金額が限度となります。他の保険契約等をご確認いただき、補償の要否をご判断のうえ、ご契約ください。詳細は、重要事項等説明書の「1契約締結前におけるご確認事項」（2）基本となる補償等　③特約等の補償重複をご確認ください。

ホールインワン・アルバトロス<オプション③>についてのご注意

対象となるホールインワンまたはアルバトロス

●アマチュアゴルファーが日本国内で行ったホールインワンまたはアルバトロス
●９ホール以上を有するゴルフ場で、基準打数（パー）35 以上の９ホールを正規にラウンドする中でのホールインワンまたはアルバトロス

※保険金請求に必要な証明書ついては、右記「保険金請求に必要な証明書」をご参照ください。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約条項の一部変更に関する特約条項（ゴルフ特別約款用）をセットされない場合は、次の①から③までのすべての証明書の提出が必要になります。①同伴競技者（ゴルフ場主催または共催の公式競技の場合は不要）、②ゴルフ場所属のキャディ、③ゴルフ場の責任者

保険金請求に必要な証明書

次の①から③までのすべての証明書の提出が必要になります。①同伴競技者（ゴルフ場主催または共催の公式競技の場合は不要）、②ゴルフ場所属のキャディ、③ゴルフ場の責任者。ただし、次の❶から❹までのいずれかの証明書を提出できる場合、②の証明書は不要です。

❶ゴルフ場の使用人で、かつ、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した者１名以上が署名または記名押印した弊社所定の証明書を提出できるとき。
❷被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロス達成を目撃した公式競技の参加者または競技委員１名以上が署名または記名押印した弊社所定の証明書を提出できるとき。
❸ホールインワンまたはアルバトロスの達成を確認できるビデオ映像を提出できるとき（日時、場所および被保険者の確認が可能なもので、かつ、第一打からボールがホールに入るまで連続した映像に限ります。）。
❹同伴競技以外の第三者(注)が目撃し、その第三者が署名押印した弊社所定の証明書を提出できるとき。

（注）例えば、前もしくは後の組のプレーヤー、またはそのゴルフ場の従業員ではない取引先関係者（運送業者、物品販売業者、レンタル業者、造園業者および工事業者など）をいいます。以下同様とします。

事故が発生した場合

（１）事故が発生した場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社までご通知ください。①事故発生の日時・場所、②被害者の氏名・住所等、③事故の状況・原因、④証人がいる場合はその方の氏名・住所等、⑤被害者から損害賠償の請求を受けたときはその内容を記載した書面
※ゴルフ用品の盗難の場合は、警察への盗難届出が必要となります。
（２）この保険は、賠償事故の解決に関する特約条項が自動セットされます。
この保険により保険金の支払われる賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合等に、弊社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について、協力もしくは援助または解決（解決は被保険者の同意のうえ）を行います。

＜ゴルファー保険の補償内容＞

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任（基本契約）(注1)	日本国内・国外を問わずゴルフ場敷地内（このパンフレット中面【用語のご説明】参照）において、ゴルフの練習、競技または指導中(注2)に、偶然な事故によって他人（キャディを含みます。）の身体に障害を負わせたり、他人の財物を損壊して、法律上の損害賠償責任を負った場合 （注2）これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。	１事故につき、支払限度額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用、緊急処置等の費用もお支払いできる場合があります。	・保険契約者または被保険者の故意による損害賠償責任 ・同居の親族に対する損害賠償責任 ・貸クラブ等、他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任　など
ゴルフ身体傷害 ※身体傷害補償特約条項（ゴルフ特別約款用）	日本国内・国外を問わずゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導中(注3)に、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害（以下「ケガ」といいます。）に対して、下記の保険金を支払います。 （注3）「賠償責任（基本契約）」（注2）参照		・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ・地震、噴火または津波によるケガ ・戦争、外国の武力行使、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒　など
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に死亡した場合	身体傷害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既にお支払いした後遺障害保険金があるときは、身体傷害保険金額からその額を差し引いた残額をお支払いします。	
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、身体傷害保険金額の４％～１００％をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、身体傷害保険金額が限度となります。	
入院保険金	事故によるケガのため、医師等の治療を必要とし、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に入院した場合	事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内の入院日数に対し、１日につき身体傷害保険金額の１，０００分の１．５をお支払いします。	
通院保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に通院（往診を含みます。）した場合	事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内の通院日数に対し、９０日を限度として、１日につき身体傷害保険金額の１，０００分の１をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いする期間中に対しては、通院保険金をお支払いしません。	
ゴルフ用品 ※ゴルフ用品補償特約条項（ゴルフ特別約款用）	日本国内・国外を問わずゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品(注4)に次の損害が生じた場合 ①ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。） ②ゴルフクラブの破損または曲損 （注４）ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいい、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。	ゴルフ用品保険金額を限度として、時価額（同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、経過年数に応じた減価を控除した額）を基準に算定した損害額をお支払いします。	・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による損害 ・自然の消耗または性質による変質その他類似の事由 ・置き忘れまたは紛失 ・ゴルフボールのみの盗難　など
ホールインワン・アルバトロス費用(注1) ※ホールインワン・アルバトロス費用補償特約条項（ゴルフ特別約款用）およびホールインワン・アルバトロス費用補償特約条項の一部変更に関する特約条項（ゴルフ特別約款用）	このパンフレット中面「ホールインワン・アルバトロス＜オプション③＞についてのご注意」をご参照ください。	このパンフレット中面「❹ホールインワン・アルバトロス費用＜オプション③＞」をご参照ください。	・被保険者がゴルフ場の経営者で、その被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ・被保険者がゴルフ場の使用人（臨時雇いを含みます。）で、その被保険者が勤務しているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス　など

（注１）この特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。他の保険契約等をご確認いただき、補償の要否をご判断のうえ、ご契約ください。詳細は、重要事項説明書の「1契約締結前におけるご確認事項」（2）基本となる補償等　③特約等の補償重複をご参照ください。

ご契約前/ご契約時のご注意

この保険がお客さまのご希望（ご意向）に沿った商品であるか、必ずご確認ください。ご希望に沿わない場合は、この保険にご契約いただくことができません。ご契約前/ご契約時のご注意は、重要事項等説明書の「1**契約締結前におけるご確認事項**」および「2**契約締結時におけるご注意事項**」をご参照ください。

ご契約後/その他のご注意

ご契約後/その他のご注意は、重要事項等説明書の「3**契約締結後におけるご注意事項**」および「**その他ご留意いただきたいこと**」をご参照ください。

事故が発生した場合

このパンフレット中面の「事故が発生した場合」をご参照ください。

●このパンフレットは、ゴルファー保険の概要をご説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続き、告知義務・通知義務、保険会社破綻時等の取扱い、個人情報の取扱い、その他この保険の詳しい内容は、重要事項等説明書および普通保険約款・特別約款・特約条項をご参照ください。
なお、ご不明の点につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

●取扱代理店は、弊社との委託契約に基づいて保険契約の締結、保険料の領収・領収証の発行、保険契約の管理業務を行っています。

●事故発生の際は、取扱代理店または下記の弊社営業店にご連絡ください。

【本保険に関するご質問・ご相談・事故報告・苦情等】
取扱代理店または右記の弊社営業店・日本支社までご連絡ください。

【弊社の契約する指定紛争解決機関】
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、保険オンブズマンにご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。

≪一般社団法人　保険オンブズマン≫
電話 03-5425-7963
（受付時間：土日、休日、年末年始等を除く　午前９時～12 時、午後１時～5 時）
ホームページアドレス：　https://www.hoken-ombs.or.jp/

営業店	電話番号	受付時間
東京支店	03-5326-7234	平日９：30～17：30
大阪支店	06-6262-5471	
札幌支店	011-231-2081	平日９：00～17：00
名古屋支店	052-533-9961	
岐阜支店	058-207-0021	
岡山支店	086-225-0581	
広島支店	082-243-7821	

【引受保険会社】
ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（ニューインディア保険会社）
日本支社　〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 （エステック情報ビル）
TEL:03-5326-7396（大代表） ホームページ：https://www.newindia.co.jp

【お問い合わせ】